

## 第4回会議（令和元年 11 月 25 日開催）でいただいたご意見への対応について

## 1 母子健康手帳交付時の面接の 100%実施について（計画案 P.31）

ご意見	<p>全妊婦との面接を行うと記載があるが、子育て世代包括支援センターの増設を待たずに他の場所でもやり 100%を目指すべきと考える。人の問題があるなら妊娠届提出場所の職員に簡単な研修をすることはできないか。どうしても人が配置できないなら、チェックリストで面談して継続支援に繋げてよい。</p>
該当箇所	<p>1-1 妊娠期からの切れ目のない支援 【現状と課題】 今後は、全妊婦との面接により支援が必要な妊婦を早期に把握できるよう、子育て世代包括支援センターの更なる増設など相談支援体制の整備が急務となっています。</p>
対応	<p>妊娠届出時の面接は、妊婦の健康管理や、養育環境のリスクや支援ニーズの把握、必要な情報提供や相談支援の実施を目的としており、面接に当たっては、公衆衛生や保健・福祉サービス等の専門的知識が必要であるため、保健師等の資格を持つ専門職（母子保健コーディネーター）による面接の実施が必要であると考えています。</p> <p>地域窓口センターへの専門職配置は、多数の専門職が必要であるため困難であり、専門職を配置する子育て世代包括支援センターの増設により対応してまいります。</p> <p>子育て世代包括支援センターについては、令和元年 11 月に西部地区に 2 か所目を開設し、令和 2 年度に東部地区に 3 か所目を整備する計画であり、東部地区に開設できた段階で、母子健康手帳の交付を子育て世代包括支援センターに一本化し、妊婦との面接率 100%を実現したいと考えております。</p>

## 2 支援が必要な産婦への継続的な支援について（計画案 P.31）

ご意見	<p>全戸訪問時に妊娠届提出時以降の情報が蓄積され、必要な産婦に継続的なフォローがなされているのか。妊婦に面接した職員が継続的にフォローする高知県版ネウボラは高知市でもなされているのか。多数の症例の経過を体験することで職員の質が向上し、先の見通しを踏まえた適切な支援ができると考える。</p>
該当箇所	<p>1-1 妊娠期からの切れ目のない支援 【現状と課題】妊婦の健康管理・養育環境のリスクや支援ニーズを把握し、必要な情報提供や保健指導、相談支援を行うとともに、必要に応じて医療機関や関係機関との連絡調整を行い支援につなげています。</p>
対応	<p>乳児家庭全戸訪問をする訪問員には、妊娠届出時やそれ以降に把握した養育者や児童、家庭状況などの情報のうち、業務上必要なものについては訪問依頼時に情報提供し、訪問時の相談・支援に活用しております。</p> <p>妊婦に面接した職員が継続的にフォローする体制については、本市の出生数の年間約 2400 人に対し、地区担当保健師は 14 名であるため、専門職や関係機関、地域資源等との連携により対応しております。</p> <p>具体的には、子育て世代包括支援センターにおける妊娠届出時の面接により支援が必要と判断されるケースについては、支援内容などにより、面接した母子保健コーディネーターによる継続支援や、地区担当保健師による支援を行い、必要に応じて関係機関との連携や、子育て支援に係る地域資源の活用をしながら、地域全体で切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいます。</p> <p>支援の内容については、子育て世代包括支援センターには専任である母子保健コーディネーターと本市保健師を配置し、本課との連絡、相談体制を確保するとともに、週 1 回の妊婦支援検討会で個別ケースの情報共有や支援方法等の検討をしております。今後も引き続き、適切な支援の提供に取り組んでまいります。</p>

## 3 検診時の情報収集と適切な継続支援について（計画案 P.36）

ご意見	1歳6か月健診と3歳児健診時のとき、児や家庭について必要な情報収集ができていて、適切な継続支援に繋がっているか。
該当箇所	1-2 子どもの健康管理 【現状と課題】
対応	<p>1歳6か月健診と3歳児健診時には、保健師が対応中のケースについて各専門職と情報共有しており、指導・助言をお願いしたいケースについては、担当保健師が事前に家庭背景やこれまでの経過も含めた連絡票を作成し、健診時のカルテに添付するようにしています。</p> <p>各部署のスタッフはその情報を把握したうえで、対応・支援を実施しており、健診を適切な継続支援の機会として活用しています。</p>

## 4 1歳以降の接種率向上について（計画案 P.37）

ご意見	麻しん・風しん予防接種率が96.6%に向上したことは素晴らしいことですが、予防接種の接種率の算定が困難となっている現状があります。そこで小学校入学前の全予防接種率を参考にして、1歳以降の接種率向上にも取り組んでください。
該当箇所	<p>1-2 子どもの健康管理 【現状と課題】</p> <p>また、子どもの健康管理において、予防接種は重要です。乳幼児期は特に接種の種類や回数が多く、未接種となっている子どもも少なくありません。</p>
対応	高知市では予防接種率向上のため、一定時期に未接種の方に、接種勧奨ハガキを送付しています。平成30年度は、麻しん・風しん1期の未接種者に1歳半頃に送付、麻しん・風しん2期の未接種者には小学校に入学する前年度の7月と1月に送付しております。令和元年度からは接種率の低い水痘の未受診者に対しても1歳半頃に送付を開始しました。幼児健診や各種母子保健事業の機会にも接種勧奨をしており、今後も継続して取り組んでまいります。

## 5 食育の推進について（計画案 P.41）

ご意見	<p>食育の推進</p> <p>父親も子どもも母親と一緒に調理することを食育の推進に加えるのはどうでしょうか。</p> <p>小児期から家事はみんなでするようにすれば、男女の役割分担をなくしてゆき、男女共同参画にも資すると思います。そうすることにより父親の育児および育児関連時間増加につながると思います。このような生活スタイルを変える長期的な戦略が必要ではないでしょうか。他県市に先駆けてやってみるのはどうでしょうか。</p> <p>市役所内の関係課のみならず小中学校との連携が必要ですが</p>
該当箇所	1-4 食育の推進
対応	<p>第2次食育推進計画において共食（「一緒に食べる」「一緒に作る」「一緒に話す」）の視点を土台とした取組を進めてきました。第3次食育推進計画においては、共食の視点も大切にしながら家庭生活の状況が多様化する中で、多様な暮らしに配慮した食育の推進が必要としています。家庭環境を考慮して「父親」「母親」などの限定した表現は使用せず「子どもや保護者に対し、日常の食に関する経験を通して」としています。今後の方向性①多様な暮らしに配慮した食育の推進②家庭、保育所・幼稚園等、学校での取組・・・③の内容に含まれると考えております。</p> <p>食育の推進に関することとして、まず前提に、家庭内の性別による固定的役割分担意識の解消が必要だと考えております。父親が積極的に家事・育児等に参画するには、意識改革が最も重要であり、そのための男女共同参画の推進が求められます。人権同和・男女共同参画課では、小学生を対象に男女共同参画学習会（出前講座）を実施するなど、子どもを通して家庭に向けた啓発活動のほか、今後、小中学校等で活用いただけるよう啓発リーフレットを作成・配布する予定としております。</p>

## 6 障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実について（計画案 P.68）

ご意見	<p>少子化に反して「特別な支援を必要とする子ども」が年々増加傾向にあります。</p> <p>保育所等訪問で訪問した際、多くの保育園等で、クラスに 5～6 人の特別な配慮を必要とする子どもが見受けられる中、児童発達支援などにつながる児はその半数、残りは、検診で指摘を受けなかった児や指摘があっても家族が理解を示さないケースがあるなど、「発達障害等」に関しましては社会的に周知いただくまでに時間を要すると感じております。</p> <p>今後も早期発見・早期療育に対する取り組み強化をお願いします。</p> <p>また、その保護者についても、母親又は父親ご自身が何らかの特別な配慮を必要とされる状態にあり、家族支援が必要と思われるケースが増えております。</p> <p>加えての取り組みを重ねてお願いいたします。</p>
該当箇所	4-3 障害など特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実 【現状と課題】
対応	<p>1歳6か月児健診と3歳児健診においては、発達障害等の早期発見と早期療育につなげるため、職員の資質向上を図りながら継続して取り組んでいきます。また、保護者を含めた家族支援を意識して取り組んでまいります。</p> <p>特別に配慮を必要とする子どもについては、保育所等における特別支援保育事業において、判定により加配が必要な子どもの他に、園全体の児童の6.5%が特別な配慮を必要とする子どもであるという国の調査結果から、判定によらない園全体の児童の6.5%にあたる児童数の4人に対し1人の割合で保育士を配置しています。この6.5%の中には、<b>健診</b>ではその時点で指摘がない場合でも、集団生活の中で何らかの支援が必要な子どもも含まれていると考えており、担当の保育士が、園全体の見守りや支援を行うことによって、配慮が必要な子どもへの早期の対応につながるものと考えています。</p>

## 7 学校支援地域本部事業について（計画案 P.81）

ご意見	学校支援地域本部事業について現状と課題には記載があるが、今後の方向性に記載がない。
該当箇所	4-5 厳しい環境に置かれた子どもと家庭への支援【今後の方向性】1 教育の支援 ④
対応	「保護者や地域住民が、学校における教育活動に参画・協力することが、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制づくりにつながっており、本事業による活動内容や成果を広く周知していきながら、設置校の拡大及び充実した活動を進めていきます。」と追記しました。また、コミュニティ・スクール推進事業についても追記しました。

## 8 支援の対象となる学校について（計画案 P.87）

ご意見	「⑥ 生徒指導に係る研修の充実により、・・・環境の醸成に取り組む学校を支援します。」 この文書表現は、支援の対象となる学校を限定しているように読み取れますが、その意図がありますか？ その意図がないならば、限定を感じさせない表現に修正する必要があると思います。
該当箇所	5-1 生きる力の育成に向けた教育 【今後の方向性】⑥
対応	「…また、生徒指導上の諸課題を解決するための支援をとおして、学校、保護者、地域の連携を図りながら子どもを育てる環境の醸成に取り組みます。」に改めます。

## 9 母親が休養できるスペースについて

ご意見	<p>出生数の減少に伴い、産院数も減少し、特定の産院に妊産婦が集中している現状もあるように思われます。それによって、退院までの日数が短く、初産の方は知識や経験が十分でないまま自宅での育児で不安をかかえて産後うつになる方も多いのでは。産院には相談員も相談室も設置しているかもしれませんが、産後うつや育児不安のかかる方の為に、数時間でも乳幼児を預かってもらい、その間母親が休養できるスペースがあればと考えます。そんな休養スペースが市全域にあれば良いのにと思います。</p>
該当箇所	
対応	<p>高知市では、出産後の産婦さんが産後の心身の休養を図りながら、育児について指導・支援を得られる産後ケア事業について、訪問型を平成 28 年 10 月から、宿泊型を平成 30 年 10 月から開始しております。</p> <p>また、市内 8 か所の保育園で実施する一時保育事業では、リフレッシュでの利用も想定しているほか、状況に応じて利用できる子育て支援がございますので、地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センターでの相談支援等を通じて、適切な支援に繋げてまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、国の制度を有効に活用し、関係機関、地域の子育て支援者とも連携することで、子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。</p>

## 10 全体を通して

ご意見	<p>全体を通して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援すべき親・家庭・小児をできるだけもれなく見つけ出す体制はできているのでしょうか。</li> <li>・色々な支援体制を整備しているが、子どもに関わり子どもを育てる仕事の基本は支援する大人の能力によるところが大きい。適切な人員配置とプロフェッショナルを育てる体制（教育・研修・人事）をお願いします。</li> </ul>
該当箇所	
対応	<p>子育て包括支援センターを整備し、母子健康手帳交付時の面談による相談から始まり、出産後の赤ちゃん訪問や1歳6か月児健診、3歳児健診などの機会を捉えて、支援の必要な子どもや家庭を発見することとなりますし、医療機関等とサポートファイルにより連携を取り、支援を開始する場合があります。また、保育所・幼稚園等の入園や、小学校への就学の機会でも児童やその家庭と関わりを持つこととなります。</p> <p>子ども家庭支援センターでは、育児の不安に対する相談から子どもの命にかかわる緊急・重篤な相談まで、多種多様な相談に対応するとともに、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、子どもにかかる関係機関との緊密な連携のもと、要支援・要保護児童等の早期発見に努めています。</p> <p>本市の職員については、組織の中での教育や、外部機関における専門的研修を受講しており、各部署に適切な人員の配置も要望しております。</p>